

山口県薬局光熱費高騰対策支援金募集要領

1 趣 旨

光熱費高騰により運営に大きな負荷がかかっている薬局に対し、利用者に対して引き続き安心・安全で質の高いサービスが提供できる体制を確保するため、支援金を支給します。

2 支給対象者

以下の基準を満たす保険薬局（以下「薬局」という。）に対して支給します。

- ① 令和7年4月1日時点で、山口県内において開設（休止を除く）していること。
- ② 申請日時点で事業活動を実施しており、以降も継続する意思があること。

3 支給金額

1 薬局につき 3 万円

※申請は1 薬局につき 1 回とします。

4 申請手続き

(1) 支給申請

- ① 受付期間 令和7年6月2日(月)～令和7年6月30日(月)

【郵便の場合は6月30日消印有効】

- ② 必要書類 ・ 山口県薬局光熱費高騰対策支援金支給申請書(様式第1号)

R7申請書は県ホームページからダウンロードできます。※旧年度様式不可

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/48/193178.html>

・ 振込口座の情報がわかる書類（通帳のコピー等）

- ③ 申請方法 原則電子メールとしますが、郵送及び持参した場合でも受け付けます。
ただし、郵送の場合は簡易書留等追跡できる方法にしてください。

5 問合せ先及び申請書の送付先

提出・問合せ	電話番号 (事務局)	メールアドレス
753-0814 山口市吉敷下東3丁目1番1号 山口県総合保健会館4階 一般社団法人山口県薬剤師会方 山口県薬局光熱費高騰対策支援金事務局	080-8985-6622	sienkin@yamayaku.sakura.ne.jp

【受付時間】 平日の9:00から17:00まで

※ 申請に係る受付、審査、支払等については、県から山口県薬局光熱費高騰対策支援金事務局（【受託団体】内）に委託して実施します。

申請に関して不明な点がある場合は、山口県薬局光熱費高騰対策支援金事務局（山口県薬剤師会内）までご連絡ください。

6 申請から支払まで

(1) 申請から支払までの流れ

【申請者】山口県薬局光熱費高騰対策支援金申請書（以下「申請書」という。）
を入手（ダウンロード）



【申請者】申請書を作成



【申請者】申請書、添付書類を郵送または電子メールで提出



書 類 審 査



交 付 決 定



支 払 い（支払日は7月25日を予定）

(2) 備考

- ① 審査の結果、本支援金を支給する旨の決定をしたときは、申請時に指定された口座への入金をもって通知に代えます。
- ② 本支援金を支給しない旨の決定をしたときは、不交付に関する通知を発送します。
- ③ 本支援金の支給を受けたときは、申請書のコピーを令和12年度末まで保管してください。